

土地改良区からのお願い

限られた水を有効に利用しましょう

1. まちやば管内の用水期間は **5月6日**から**9月25日**まで

※地区ごとに用水状況が異なりますので、詳細は各地区役員・総代にお尋ねください。
※用水を流す時には、裏作（小麦田等）には充分注意し通水しましょう。

2. かけ流しを絶対になくし、用水の節約に努めましょう

3. 適正な水門、堰板の管理をしましょう

※近年、集中豪雨による溢水被害が多発していますので、水門等の管理をお願いします。

農地を異動・転用した場合は、届出を忘れずをお願いします！

（詳細は、6ページをご覧ください）

土地改良区への届出がない限り、前年度同様に賦課されてしまいますので、ご注意ください。

毎年4月1日現在で賦課金が発生します。届出は、毎年3月31日までにお願いします。届出用紙が必要な場合は、土地改良区（0276-33-7181）までご連絡ください。各農協の窓口にもご用意しています。

令和2年度かんがい期における節水のお願い

暖冬に伴う小雪により、令和2年度かんがい期間において、今後の降雨の状況によっては利根川水系のダム貯水量が低下し、早期に取水制限となることが懸念されます。また、東京オリンピック開催に関連して水需要も高まることが予想されることから、用水の取水に影響を及ぼすことも考えられますので、組合員の皆様の節水へのご協力をお願いいたします。

平成31年度より賦課金口座振替領収証書の発行を廃止しました

- ・通帳記帳をもって領収に代えさせていただきます。
- ・書面による証明が必要な方には、別途発行いたしますので、土地改良区（0276-33-7181）までご連絡ください。

廃棄物の不法投棄や不法焼却と思われる現場を確認したら、情報提供をお願いします。

〔不審な行為に対する通報・問合せ先〕

ハイ ゴミ 通報
 **0120-81-5324**
 （群馬県産廃物・リサイクル課内）



皆様のご協力をお願いします！

水路環境の美化を推進するため、啓発看板を無償で提供しています。看板設置をご希望の方は、事務局までご連絡をお願いいたします。